

大牟田市教職員の働き方改革取組指針

平成31年4月

(令和5年3月改定)

大牟田市教育委員会

はじめに

現在、学校を取り巻く環境は、グローバル化や高度情報化により複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、様々な教育課題への対応が求められています。

本市の学校では、教職員が、これらの様々な課題や役割に対して、子ども達への情熱や使命感から、献身的な指導を積み重ねたことにより、高い教育成果を上げてきました。

その一方で、教職員の業務内容は増大し、長時間勤務が課題となっています。こうした状況は、教職員の心身の健康を脅かすだけでなく、質の高い学校教育を持続可能にすることにおいても影響があると考えられます。

そのような中、国においては、平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」、平成30年7月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革推進法）」が公布されました。

また、福岡県においては、「教職員の働き方改革取組指針」（平成30年3月）が令和3年3月に改定され、教職員の働き方改革に向けた取組が推進されています。

さらに、大牟田市教育委員会では、令和5年4月から教育課程を見直すとともに、学校現場の業務改善に向けて取り組んでいるところです。こうした状況を踏まえ、「大牟田市教職員の働き方改革取組指針」（平成31年4月）を改定し、教職員の長時間勤務の改善に取り組み、学校教育の質の維持・向上を図ってまいります。

このことにより、教師が、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、これまで以上に子ども達に対して効果的な教育活動を行う事ができるようになると考えます。

さらに、新学習指導要領が目指す、未来の創り手となるために必要な知識や力を確実に備えることのできる学校教育の実現を図ってまいります。

保護者、地域、関係諸団体の皆様におかれましては、教職員の働き方改革の趣旨をご理解頂き、学校とともに、それぞれの役割を検討して頂きますようお願い申し上げます。

令和5年3月 大牟田市教育委員会

(目次)

1 指針について	1
(1) 本指針の位置付け	
(2) 本指針の趣旨・目的	
(3) 市教育委員会、学校の責務	
2 目標	2
(1) 数値目標の設定について	
(2) 目標に対する検証について	
(3) 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について	
3 具体的な取組について	4
(1) 教職員の意識改革	4
①勤務時間の適正な把握	
②定時退校日の設定	
③学校閉庁時刻の設定	
④学校閉庁日の設定	
⑤管理職の意識改革（研修の実施・人事評価の見直し）	
⑥保護者・地域住民の理解・啓発	
⑦労働安全衛生管理の徹底	
(2) 業務改善の推進	5
①業務改善の推進	
②授業準備等の支援	
③学校のICT環境の充実による業務の効率化	
④調査の見直し	
⑤事業の見直し	
⑥文書事務の見直し	
⑦勤務時間外の電話対応等の負担軽減に向けた取組	
(3) 部活動の負担軽減	6
①部活動休養日の設定	
②部活動指導員の配置	
(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等	8
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、 スクールサポーターの活用	
②訪問指導員、学習指導員、スクールサポートスタッフ、スタディーサポーター 等の活用	
③事務職員の機能強化・学校運営への参画	
④小中一貫教育制度に伴う学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入と ともに地域学校協働活動推進員の配置と運営の充実	
⑤地域等と連携した登下校時の安全対策の推進	

1 指針について

(1) 本指針の位置付け

本指針は、大牟田市教育委員会及び市立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

※本指針の対象は、常勤の教職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、助教諭等。以下「教職員」という。）とします。

(2) 本指針の趣旨・目的

教職員の長時間勤務の改善については、これまでも勤務時間の適正な把握や定時退校日の推進、学校閉庁日の設定、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を意識した取組などにより改善を図ってきましたが、十分な改善には至っていません。

このような状況を踏まえ、本指針は、「教職員の働き方改革」を、より一層推進するために策定するものであり、「教職員の働き方改革」を実現し、教職員が健康でいきいきとやりがいを持って働くことができる環境を整備すること、学校教育の質を維持・向上させることを目的として策定するものです。

〈働き方改革の目的〉

大牟田市教職員の働き方改革では、教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること
- ② 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保して、学校教育の質を維持・向上させること

(3) 市教育委員会、学校の責務

ア 市教育委員会の責務

市教育委員会は、市立学校の教職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ市内の教職員の働き方改革に取り組みます。

イ 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

2 目標

(1) 数値目標の設定について

大牟田市立学校では、教職員の働き方改革の実現のため、令和5年度からの目標を以下のように設定します。

各個人で自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めます。

管理職は、所属職員の勤務の状況を把握するとともに業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

目標 令和5年度から令和7年度までの3年間で、時間外在校等時間（超過勤務時間）を年360時間以内（月45時間以内）とする。

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

緊急の課題として、月80時間超の時間外在校等時間の解消に取り組む。

※ 「在校等時間」とは、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。その上で、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」という。

[基本とする時間] ○ 在校している時間

[加える時間] ① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
② 在宅勤務の時間

[除く時間] ③ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による）
④ 休憩時間

その上で、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」という。

※ これまでの経過について

本取組指針の策定当初（平成31年4月）の目標は次のとおりでした。

目標 平成31年度（令和元年度）から平成33年度（令和3年度）までの3年間で、超過勤務時間を20%削減する。

- 平成31年度 超過勤務時間の正確な把握
- 平成32年度 前年（平成31年度）同月比10%減
- 平成33年度 前年（平成32年度）同月比10%減

※ 「超過勤務時間」とは、正規の勤務時間（休憩時間を含む）外の業務従事時間をいう。

その後、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）が改正され、同法第7条に基づき、「公立

学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められました。

当該指針には超過勤務の上限時間が示されており、県教育委員会においては、指針に沿って福岡県立学校管理規則を改正し、令和3年4月から施行されました。

本市の取組指針における新たな目標は、国の指針や、改正後の福岡県立学校管理規則を元に設定したものです。

改正後の「大牟田市学校管理規則」 概要

- ① 在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間（時間外在校等時間）の上限を次のとおりとする。
 - ・ 1か月につき 45時間
 - ・ 1年につき 360時間
- ② 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の時間外在校等時間の上限は、次のとおりとする。
 - ・ 1か月につき 100時間未満
 - ・ 1年につき 720時間
 - ・ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月当たりの平均時間につき 80時間
 - ・ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数につき 6か月
- ③ 校長は、前2項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。
- ④ 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。

なお、改正後の給特法により、公立学校の教育職員については、一年単位の変形労働時間制の活用が可能となりました。この制度は、働き方改革を進めるための選択肢の一つですが、業務削減等による実質的な教職員の負担軽減を併せて実施することが重要です。県教育委員会が、制度導入のための条例の整備について、今後検討していただくため、本市教育委員会においては、県教育委員会の制度導入後、条例の整備について検討していきます。

(2) 目標に対する検証について

各学校で、出退勤管理システムで集計された超過勤務時間を確認します。

- ① 各学校の一月当たりの教職員の平均超過勤務時間
- ② 一月当たりの超過勤務時間が80時間を超える者 等

市教育委員会は必要に応じて、各学校に対し聞き取り・指導等を実施します。

(3) 福岡県教育委員会「教職員の働き方改革取組指針」（令和3年3月改定）及び「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について

市教育委員会においては、(1)で掲げた超過勤務時間の削減目標の達成状況を踏まえるとともに、今後の勤務時間制度に関する動向を注視しながら、福岡県教育委員会「教職員の働き方改革取組指針」（令和3年3月改定）と「本市の現

状を踏まえ、適切に対応できるよう取組をすすめてまいります。

3 具体的な取組について

次の4つの観点で、抜本的な取組を実施します。

〈4つの観点〉

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教職員の意識改革

教職員の長時間勤務を改善するには、無制限無定量の勤務を是とするのではなく、ワーク・ライフ・バランスの実現を含むタイムマネジメントの意識を持ち、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があります。

教職員の意識改革を行うため、次の取組を実施します。

取組内容	取組方法
① 勤務時間の適正な把握	<ul style="list-style-type: none">・各学校に出退勤管理システムを導入し、管理職及び各教職員ともに勤務時間の客観的な管理を行います。・教育委員会は、出退勤管理システム等をもとに、各学校の時間外勤務の実態を客観的に把握します。
② 定時退校日の設定 ・原則毎週水曜日実施	<ul style="list-style-type: none">・原則各学校、毎週水曜日を定時退校日とします。・保護者、地域、関係諸団体等への周知を図ります。・月行事・週行事予定表に記載し、当日は職員室の黒板に分かるように表示します。また、朝礼等で呼びかけを行います。
③ 学校閉庁時刻の設定 ・教職員は、原則19時に退校	
④ 学校閉庁日の設定 ・夏季休業期間中 8月13日から8月16日の平日 ・冬季休業期間中 12月27日、28日の平日	<ul style="list-style-type: none">・保護者、地域、関係諸団体等に周知を図ります。・部活動は原則実施しません。・児童生徒の登校は原則行いません。 (左記③④の17:00以降の学校施設開放については、これまで同様実施します。)

⑤管理職の意識改革 (研修の実施・人事評価の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職研修で長時間勤務の改善の取組についての研修を実施します。 ・校長の長時間勤務改善の取組を業績評価において適正に評価します。 ・校長面談等において、長時間勤務改善の取組について聞き取りを行います。
⑥保護者・地域住民の理解・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の働き方改革の取組に対し、市教育委員会及び学校のホームページや保護者等向けチラシを活用し、以下の点について周知し理解を求めます。 (内容) ・教職員の働き方改革の取組について <ul style="list-style-type: none"> ・定時退校日について ・部活動休養日等について ・学校閉庁日等の電話対応について
⑦労働安全衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対しストレスチェックを実施します。

(2) 業務改善の推進

業務改善を進めるためには、管理職がリーダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施すること、職員一人一人が効率的に業務を遂行する意識を持つことが重要です。

また、教職員は教育の専門家であると同時に組織の一員でもあります。組織としての業務遂行についてもより意識することで、学校全体の業務効率化にもつながります。

ポストコロナを見据えた「新しい業務遂行の在り方」を確立し、元に戻ることなく、さらなる業務改善のため次の取組を実施します。

取組内容	取組方法
①業務改善の推進 (教育委員会・学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程検討委員会を設置し、教育課程について毎年見直しを行います。 ・学校に業務改善推進委員会(仮称)を設置し、学校行事等の見直しを行い、効率化を図ります。 ・個々人、学年、学校等それぞれの立場で会議や学校行事の見直しなど業務改善を推進します。
②授業準備等の支援 (教育委員会・学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの共有フォルダを活用し、教材の共有を市内で推進し、授業準備の効率化を図ります。 ・授業で使用するプリント、指導案等の共用を図ります。 ・教材や指導案等の情報提供と教材の共同開発や共有等を推進します。

<p>③学校のICT環境の充実による業務の効率化 (教育委員会・学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用による業務の改善と効率化を推進します。 (活用例) ・健康管理アプリによる出欠連絡及び健康管理 ・ICT支援員などの外部支援員の活用 ・オンラインによる会議や研修 ・連絡事項の伝達、学年での情報共有 ・保護者への一斉連絡 等
<p>④調査の見直し (教育委員会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に対する調査を継続的に見直します。 調査の必要性、内容の重複、頻度、提出期限・時期様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から調査の見直しを継続的に実施します。 ・各種アンケート等は、専用アプリを活用して集約します。 等
<p>⑤事業の見直し (教育委員会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性、内容の重複、頻度、事業の効率性、実施時期、研究紀要や報告書等の簡素化・合理化の観点から事業の見直しを継続的に実施します。 ・教職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から、事業の見直しを継続的に実施します。 ・調査研究について、指定の趣旨や内容の明確化を図るとともに運用面での負担軽減等を進めます。
<p>⑥文書事務の見直し (教育委員会・学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文書事務を簡素化し、負担軽減を図ります。 公印省略が可能な文書については、公印省略及び電子メール等による施行の推進を図ります。 ・押印の義務付けを見直し、業務の効率化を図ります。 (学校教育課、指導室文書)
<p>⑦勤務時間外の電話対応等の負担軽減に向けた取組 (教育委員会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外の電話対応については、19時以降のメッセージ機能設定等を実施します。

(3) 部活動の負担軽減

部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面から意義が高く、学校教育の一環としての役割を果たしていますが、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教職員・生徒ともに様々な弊害を生みます。

教職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも、部活動の適正化に向けた取組を実施します。

取組内容	取組方法
① 部活動検討委員会の設置 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種大会の運営、早朝練習の実施、定期考査前の部活動休止期間、休日における部活動指導員の配置、大牟田市部活動の在り方に関する指針等について協議します。
② 部活動休養日の設定等 (中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・全市立中学校の実情に応じて、各学校で部活動休養日を設定します。 ・学期中は、週当たり2日以上(平日1日以上、週休日1日以上)の休養日を設けます。 ・長期休業中も、学期中と同じように、週当たり2日以上(平日1日以上、週休日1日以上)の部活動休養日を設けます。 ・週休日2日とも大会参加等で活動した場合は、休養日を必ず翌週に振り替えます。 ・定時退校日及び学校閉庁日は、原則として部活動は実施しません。 ・定期考査前は、原則、定期考査前7日間は、全ての部活動を実施しません。 ・部活動休養日を学校のホームページに掲載する等、生徒、保護者、地域、関係諸団体等に周知します。 ・教職員や生徒の負担過重にならないよう、参加する大会や練習試合等を精選します。 ・部活動においては、原則、放課後のみとします。 ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。
③ 部活動指導員の配置 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・より専門的な技術指導を行う体制の整備を図ります。 ・単独で部活動の指導や引率を行うことが出来る部活動指導員を配置します。 ・部活動指導員に対して研修会を実施します。 ・中学校での実施は、原則、学校休業日(週休日、休日、長期休業中)の活動に配置します。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

教職員の長時間勤務を改善するには、教職員の役割を見直し、専門スタッフ等と連携・分担し、チームとして課題解決に取り組む体制（チーム学校）を整備することが大切です。

また、保護者や地域の協力を得ながら、教育効果を高めていくことも必要です。教職員が本来担うべき業務に専念でき、子どもと向き合う時間を確保するため、他の職種や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携等の取組を推進します。

取組内容	取組方法
① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、スクールサポーターの活用 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会では、学校（教職員）が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、チームとしての学校機能を強化します。
② 訪問指導員、学習指導員、スクールサポートスタッフ、スタディーサポーター等の活用 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会では、学校（教職員）が多忙な業務を軽減し、児童生徒への指導や支援の時間が確保できるよう、教職員以外のスタッフを配置・派遣し、日常の教育環境を支援します。
③ 事務職員の機能強化・学校運営への参画 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・共同学校事務室を設置し、各学校の教育目標達成に寄与し、子どもたちの豊かな育ちを目指す学校の事務機能の強化推進を図ります。 ・事務職員の職務を明確化し、事務職員がその専門性を生かし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。 ・市立学校事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務等の軽減を図ります。
④ 小中一貫教育制度に伴う学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入とともに地域学校協働活動推進員の配置と運営の充実 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育制度の導入に伴い、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するために、学校と保護者・地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入とともに地域学校協働活動推進員を配置し、運営の充実を図ります。
⑤ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進 (学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校において、教職員の負担軽減も踏まえ、家庭、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進します。 ・子ども見守り隊等地域との連携の継続を図ります。 ・安全マップの作成や見直しの推進を図ります。